



2016年3月1日
第581号
1部10円(組合員は組合費を含む)
郵便振替0960-7-117274

発行 大阪教育合同労働組合
Education Workers and Amalgamated Union Osaka(EWA)
発行人 酒井 さとえ
連絡先 大阪市中央区北浜東1-17 8F
Tel (06)4793-0633 Fax(06)4793-0644 E-mail: info@ewaosaka.org http://www.ewaosaka.org

続報 定期交渉

さらなる組合の追及は続く!

2月23日、組合は2月5日の定期交渉で継続となった要求項目について、府・府教委と団交を行いました。

団交で取り上げられた要求は以下のものです。

臨時的任用職員に関わる要求

前回の団交で、教育基本法第9条が定める学校の教員について「その身分は尊重され、待遇の適正が期せられる」との条文は講師も含まれるのか、という質問に全く答えることができなかった府・府教委は、やっと「講師も含まれる」と回答しました。しかし、「教育基本法は基本法であり、待遇については条例で定めており、差別的な賃金体系について問題はない」としました。

組合は定数内講師だけで2900名を超える臨時的任用職



定期交渉の2回目も組合からの厳しい追及が続いた

員に頼る府・府教委の責任を追及しましたが、府教委は、任用根拠とする地公法22条についてさえも曖昧な説明しか行えませんでした。

「失業者の退職手当」について

退職することとなった常勤講師が最もすみやかに手続きを行った場合、いつからこの手当を受け取ることができるのか、という基本的な質問に対して、担当者は全く回答す

ることができませんでした。回答する準備すらせず、団交に出席している様子でした。

また、コマ払いという実績給により8月に無給状態となった非常勤講師は失業者と見なされるのかという問いに対し、給与は支払っていないにもかかわらず「身分」という言葉を使って雇用関係を示しました。非常勤講師の不安定な雇用、給与について組合は今後も追及していきます。

チャレンジテストの入試利用

中学校現場では、高校入試の内申点を絶対評価とするために導入が予定されているチャレンジテストによって混乱が生じています。

教員の過重労働は言わずもがな、5教科の結果が9教科の評価に反映されること、「障害」のある生徒の評価、また排除に繋がる危険性を、組合は問いただきました。高校現場でも、朝令暮改の入試制度による混乱が多く、学校で定員割れを引き起こしています。府・府教委の現場を全く知らない木で鼻をくくったような回答に組合員の怒りは頂点に達しました。

組合は今後もあらゆる団交において府・府教委の責任を追及していきます。

酒井さとえ(執行委員長)

講師・臨時職員雇用継続要求 2009年以來の団交再開!

去る2月12日、府教委前で2016年度の講師・臨時職員雇用継続を要求して決起集会を開きました。集会は酒井執行委員長の挨拶、雇用獲得闘争本部・豊嶋事務局長の情勢報告の後、各支部の取り組み、当該講師の発言が行われました。その後、府教委に雇用要求書ならびに団体交渉申し入れ書を手渡しました。

集会後、府教委と団交の進め方について折衝を持ちました。2009年以來、府・府教委は団交を拒否していましたが、



2月29日に行われた団体交渉の様子

昨年最高裁の決定(団交拒否は不当労働行為である)を受けて、団交を開かなければならない立場に追い込まれていることは、府教委も十分理解しており、その結果、2月29日に2009年以來の講師・臨時職員雇用継続団交が実現し

ました。

府教委の態度

木で鼻をくくったような回答に終まず府教委は、今後の人事スケジュールに関し、非常勤、常勤、校種別により、府教委に内申が上がる時期は異なるが、任用2日前から前日までに発令を行うと説明しました。府教委の事務的な回答の様子に、組合員からは1万人近い非正規労働者を抱える府の、任命者としての責任が厳しく追及されました。

組合は遅くとも24日には、

再度団交を申し入れ、組合員の雇用状況について責任ある回答を要求すると伝えました。

労働組合に入って

継続雇用を勝ち取る!

毎年この時期、「来年度の雇用はあるのか?」と不安にさいなまれながら、学校長からの打診を待つのではなく、労働組合に入って、自ら継続雇用を要求していきましょう。府・府教委の政策の誤りを今こそ知らしめて、雇用の継続を共に闘い取りましょう。

豊嶋登(執行委員)

2016年役員・執行委員選挙 期日までに必ず投票を! 〆切3月2日(水)17時迄

大阪で西日本春闘討論集会開催

時代の転換に立ち向かい、生活と平和を守る！

2月20日・21日の両日、大阪で西日本春闘討論集会が開催されました。

まず、全労協中央の中岡事務局長が春闘方針の提起を行いました。2015年春闘の振り返り、16年春闘の課題を整理しました。16春闘に向け、ディーセントワークの実現と人間らしく生活出来る賃金の獲得 労働法制改悪（労働時間制度の破壊、解雇自由）との闘い 戦争と生活破壊の安倍政権を打倒しよう と



いう大きな3つの目標を確認し、目標獲得に向けた具体的な行動提起が報告されました。

今年の春闘討論集会は、参加者の発言の機会を増やすため、分科会形式で行いました。

第一分科会は「賃金闘争/最賃闘争分科会」、第二分科会は「争議交流/労働委員会の傾向と闘い方」、第三分科会は「非正規の闘い/労契法訴訟の闘いの報告」でした。第三分科会では現在、労契法20条裁判を闘っている郵政ユニオンや、外国人英語教師を組織しているゼネラルユニオンから報告があり、活発な意見交換が行われました。

2日目は、全労協青年委員会の渡辺学代表が、2015年8

月に結成された全労協青年委員会の目的と取り組みについて報告しました。また、福祉職場で働いている立場から、職場での活動の難しさと、介護職場における労働組合の必要性について訴えました。

すでに16春闘は始まっています。安倍政権の介入により官製春闘とも呼ばれていますが、私たち労働者の運動で要求を実現する、本来の春闘を実現させましょう！

大椿裕子(副執行委員長)

文化おちこち

(159)

パリ訪問記 ～COP21と非常事態宣言～ 【第4回】

【「環境債務」 問題を避けたCOP21】

皆さんは「環境債務」という言葉をご存知ですか？COP21対抗フォーラム「民衆サミット」で開かれたワークショップの一つでは、この問題が取り上げられていました。

気候変動の責任は炭素排出の大半を生みだした先進工業国にあるのに、その影響は責任のない途上国が引き受けているのが現状です。したがって、金持ち国は途上国に借りがあるのだから、途上国が化

石燃料に代わって再生可能エネルギーを導入したり、気候変動の被害を少なくするための膨大な資金を負担すべき、というのが「環境債務」の考え方です。

これに加えて、ワークショップでは「先進資本主義国による植民地支配の歴史的な負債、途上国の自然資源の収奪、廃棄物の途上国への輸出」なども広い意味での「環境債務」だと主張されていました。

COP21では、この問題は排出量削減の「差異化」や途上国への資金援助として議論されましたが、気候変動の責任について明確な結論を出すことはできず、問題は先送りされたままです。

寺本勉(高校支部)



おおさかユニオンネットワーク 春闘総行動に結集を!!



昨年の春闘総行動における、大阪役所前抗議行動の様子

来たる3月17日(木)に、おおさかユニオンネットワークによる春闘総行動が行われます。これは、ユニオンネットに集う労働組合の中で、現在、争議を抱えている組合の争議相手に対して直接、申入らびに抗議行動を行う全日行動です。

ここ数年の春闘総行動では、教育合同との定期交渉や講師雇用継続要求団交を拒否し続け、さらに、労働委員会による団交応諾命令をも履行しない、府・府教委や大阪市(「君が代」団交拒否)に対する抗議行動に多数の組合が

協力してくれました。その力もあって、両者の事件は解決に至りました。他労組からの支援があったからこそ、教育合同の闘いは勝利したのです。

『運動には運動で返す』という言葉があります。春闘総行動は教育現場以外で働く労働者が、どのような労働環境で働かされているか、その現実を知る機会にもなります。

行動は8時30分から開始されます。全日行動なので、途中参加でも可能です。詳細は後日連絡します。是非、今年の春闘総行動には最大結集を!

岸本伸一(書記次長)



とある報道番組での、憲法学者・木村草太氏のコメント(おそらく押し付け憲法論者安倍首相を念頭において...)

「今の憲法に憎しみを持っている方は、それから解放されない」と、建設的な改憲論は永遠に不可能だ、これをまず自覚すべきだと思いますね」 至言だ

当面の日程

- 3月6日(日)13時半 戦争あかん!ロックアクション学習会 関生学働館
- 3月9日(水)18時半 維新政治と安倍政権を考えるシンポジウム エルおおさか907
- 3月13日(日)13時~ さよなら原発関西アクション 大阪市中央公会堂
- 3月17日(木) 春闘総行動 8時半にNTT西日本前集合

*全日行動の詳細は、後日連絡します。最大結集を!